

農産物検査業務規程

平成13年8月20日制定
平成18年8月22日改正
平成19年8月21日改正
平成21年8月19日改正

第1章 総 則

【総則】

第1条 みちのく村山農業協同組合（以下「本組合」という。）が行う農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程に定めるところによる。

【農産物検査の方針】

第2条 本組合が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行うものとする。

- 一 農産物検査は公平、公正、迅速に行う。
- 二 農産物検査の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- 三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

【法的地位及び責任】

第3条 本組合は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

- 2 本組合は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本組合が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

第2章 農産物検査を行う時間及び休日

【始業及び就業時刻】

第4条 農産物検査を行う時間は、午前9時から午後4時までとする。

【休日】

第5条 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 年末・年始(12月29日から1月3日まで)
 - 四 その他本組合が特に必要と認めた日
- 2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節若しくはその他の事由によって、変更することができる。

第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

【農産物検査を行う農産物の種類】

第6条 本組合は、玄米、小麦、大豆及びそばについて検査を行う。

【農産物検査の登録の区分】

第7条 本組合は、法第2条第3項の品位等検査を行う。

【農産物検査を行う区域】

第8条 本組合が品位等検査を行う区域は、山形県とする。

【農産物検査の請求の受付場所】

第9条 本組合の農産物検査請求の受付場所は、別紙1の通りとする。

【農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置】

第10条 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員（以下「農産物検査員」という。）の数は、別紙2のとおりとする。

第4章 農産物検査の業務の実施

【農産物検査を行う者】

第11条 農産物検査は、第27条第1項の規定により検査場所において組合長が任命した農産物検査員が行う。

2 農産物検査員は、自ら指示することにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

- 一 検査試料の採取業務
- 二 量目検査における計量業務
- 三 法第13条第1項の検査証明の業務

【農産物検査の請求の受理】

第12条 本組合は、農産物検査の請求をしようとする者から別紙様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、農産物検査を行うものとする。

2 本組合は、検査請求の受理にあたっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が検査請求に係る事務費等を委任する旨の署名捺印のある文書がある場合にあっては、その文面を持って委任がなされていることを確認するものとする。

3 本組合は、特別な理由がない限り、請求の受理を拒否することはできないものとし、受理を拒否する場合は、その理由を請求者に通知するものとする。

4 第1項の検査請求書は、3年間保存するものとする。

【農産物検査の受付の条件】

第13条 本組合は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、500キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

- 一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法34条第3項において準用する場合を含む）の品位等検査を受ける場合
- 二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合
- 三 法第34条第1項の品位等検査を受ける場合

2 農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の（2）に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。

（水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米）

道府県	品 種
山形県	ササニシキ、里のゆき、さわのはな、つくばSD1号、どまんなか、ミルククイーン、つや姫

（水稲もちもみ及び水稲もち玄米）

道府県	品 種
山形県	こゆきもち、ヒメノモチ

（醸造用玄米）

道府県	品 種
山形県	出羽燦々、出羽の里

なお、上記事項を設定（変更を含む。）した場合、速やかにホームページに掲載するとともに、山形農政事務所に報告するものとする。

【受検のための準備】

第14条 本組合は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- 一 受検品に関する情報の提供（品種別作付面積等）
- 二 受検ロット編成時に必要な荷役労働力の提供等
- 三 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号以下「規則」という。）第10条第3項の表示の添付

【成分検査業務の受託】

第15条 本組合は、法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち次に掲げる業務を他の登録検査機関から委託を受けてすることができるものとし、当該委託される業務については、当該業務を委託する者が示す準則に基づき行うものとする。

- 一 成分検査の請求の受付

- 二 成分検査手数料の徴収
- 三 成分検査試料の採取、検査証明の業務及び試料の送付
- 四 成分検査証明書の交付

【検査試料の採取】

第 16 条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

【農産物検査の業務の実施方法】

第 17 条 農産物検査員は、規則第 16 条に規定する機械器具及びその他の設備（第 35 条において、「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

【検査証明】

第 18 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。

【農産物検査の結果の通知】

第 19 条 農産物検査員は、検査結果通知書により、検査後速やかに検査結果を請求者に通知するものとする。ただし、検査証明書を交付する場合は、検査証明書をもって代えるものとする。

【帳簿の作成及び保存】

第 20 条 本組合は、法令に規定する事項を記載した帳簿を作成し、5 年間保存するものとする。
帳簿については、電子記録媒体に記録した電磁的記録として保存することができるものとする。

第 5 章 検査手数料等

【検査手数料】

第 21 条 本組合が行う品位検査に係る検査手数料の額は、農産物の種類、量目、単位により別紙 3 の額とする。

【検査手数料の収納方法】

第 22 条 検査手数料は、流通経費の内数（共同計算）として収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、現金により収納することができる。

- 2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

【費用の負担等】

第 23 条 本組合は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

第 6 章 農産物検査を行う組織

【組織】

第 24 条 本組合の農産物検査を行う組織は、別紙 4 のとおりとする。

【組合長の責任】

第 25 条 組合長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

【組合長の権限の委譲】

第 26 条 組合長は、その責任において、権限委譲規程に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

【農産物検査員の任命】

第 27 条 組合長は、本組合に所属し、規則第 15 条第 1 項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。

- 2 組合長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。

【農産物検査員の職務】

第 28 条 農産物検査員の職務は、検査のための試料採取、試料の検査、法第 13 条第 1 項の検査証明の業務とする。

- 2 農産物検査員は、組合長及び職制により定められた上司の命令に従い公正かつ誠実に職務を行うものとする。
- 3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、組合長が指定する研修を受講しなければならない。
- 4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益に使用してはならない。

第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

【農産物検査員の教育及び訓練】

第29条 組合長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

【内部監査】

第30条 組合長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

【不適切な行為の防止等】

第31条 組合長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

2 組合長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに速やかに山形農政事務所長に、不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

【国の監査及び巡回点検の受け入れ】

第32条 本組合は、山形農政事務所長による監査及び巡回点検があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

【会議等への参加】

第33条 本組合は、農林水産省総合食料局局长又は山形農政事務所長が主催する会議等への参加要請があったときには、要請内容に応じて職員又は農産物検査員を参加させるものとする。

【異議申し立て、苦情及び紛争処理】

第34条 本組合は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申し立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

【機械器具等の保守点検】

第35条 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

【等級証印の管理】

第36条 本組合は、等級証印を適切に管理するため「農産物検査用等級証印・検査員認印の取扱要領」を定めて管理することとする。

【等級証印の不正使用等】

第37条 本組合の役職員は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに組合長に報告するものとする。

2 組合長は、前項の報告があった場合には、速やかに山形農政事務所長に報告する等適切な措置を講ずるとともに、山形農政事務所長の要請による調査等に協力するものとする。

【農産物検査結果の報告】

第38条 組合長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより、農林水産大臣（山形農政事務所長）へ必要な報告を遅延なく提出するものとする。

【その他】

第39条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に組合長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月19日から施行する。

検査手数料

(単位:円)

種 類	量 目	単 位	金 額
玄 米	30kg を超え 60kg 以下	1 包装につき	50
	30kg 以下	1 包装につき	25
	上記以外のもの	30kg 当たり	25
小 麦	30kg を超え 60kg 以下	1 包装につき	30
	30kg 以下	1 包装につき	15
	上記以外のもの	1 トン当たり	470
大 豆	30kg を超え 60kg 以下	1 包装につき	40
	30kg 以下	1 包装につき	20
	上記以外のもの	1 トン当たり	630
そ ば	45kg 以下	1 包装につき	20
	上記以外のもの	1 トン当たり	420

上記価格は消費税込み価格

別紙 4 検査組織

(職制規程 別表 1 農協組織機構図)

農産物検査用等級証印・検査員認印の取扱要領

平成 13 年 8 月 20 日制定

平成 18 年 8 月 22 日改正

農産物検査器具機材のうち、等級証印・検査員認印については、他の器具機材と違い検査証明に使用するものであるため、不正使用、偽造防止及び検査証明の信頼性の確保を図る観点から、この要領に定めるところによるものとする。

1. 等級証印の管理(保管)

本組合の所有する等級証印は、組合長が指名する者が責任を持って管理(保管)をすることとする。

- (1) 等級証印の印数は常に把握し、受払いは明確にしておくこととする。
- (2) 等級証印は、原則として農産物検査員が検査するとき以外は保管場所から持ち出さないこととする。
- (3) 保管場所から持ち出すときは、整理簿等に記入して出し入れを明確にして置くこととする。
- (4) 使用不能となった等級証印は、偽造防止のため組合長が責任を持って廃棄処分をする。

2. 検査員認印の管理

本組合に登録した検査員の検査員認印の印影は、農政事務所へ届出すると同時に印影を把握しておくこととし、検査員個人が責任を持って管理することを基本とする。

- (1) 認印が使用不能となった場合は、組合長が責任を持って廃棄することとする。
- (2) 認印を更新する場合は、偽造防止の観点から書体をかえる等更新前のものとは判別可能なものとする。
- (3) 更新した印影は農政事務所へ届出すると同時に、把握しておくこととする。

3. その他

この要領に定められていない事項については、組合長が指示して対処することとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 22 日から施行する。